

## 【6. 報告書の作成と取りまとめ】

Q6-1. 原油換算エネルギー使用量が、年間で30kLを超える事業所等の場合は、その一つ一つの事業所等について報告書（その2）を作成しなくてはならないのですか？例えば、対象となる事業所等のうち、エネルギー使用状況の類似した事業所等をまとめて、報告書（その2）を作成するということはできますか？

A6-1. 地球温暖化対策報告書（その2）につきましては、事業所等ごとに1枚の作成となります。いくつかの事業所等を合算して報告書（その2）を作成することはできません。

Q6-2. 多くの事業所を設置する事業者に対して、報告書の作成を支援し、内容の記載及び確認を一覧で行えるような方法又はツールはありますか？

A6-2. 地球温暖化報告書の作成が簡単に行える、地球温暖化対策報告書作成ツール、及びその操作マニュアルを環境局のホームページからダウンロードしていただくことができます。

<http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/report/index.html>

この報告書作成ツールで作成したデータは、CD-Rなどの媒体に保存した形で提出することができます。ただし、その場合でも報告書提出書は紙に印刷して代表者印を押印のうえ提出する必要があります。

Q6-3. 本社が都外にある場合の取りまとめはどこが行なうのですか？

A6-3. 本社が都外にある場合であっても、基本的には本社で取りまとめていただき、法人の代表者の氏名を記入・押印した提出書とともに地球温暖化対策報告書を提出してください。ただし、本社に代わり東京都を管轄する支社等がある場合は、支社等で取りまとめていただいても差し支えありません。（この場合、本社等の名称、所在地、代表者氏名の下に、支社の名称、所在地、代表者氏名を記載し、代表者印に代えて、支社の代表者印を押印して提出することもできます。）

Q6-4. 地球温暖化対策報告書作成ツールを使わないで、電子データにより報告をすることは可能ですか？その場合、報告書の様式と同様のものを、Excel又はword等で作成し、PDF形式等で提出することは認められますか？

A6-4. 地球温暖化対策報告書作成ツールを使用して作成された報告書データ以外の形式で提出を希望される場合は、お手数ですが印刷したものを提出してください。

Q6-5. 信託会社等は、信託法において受託している事業所と、支店などの固有不動産との分別管理義務が課されています。また、信託不動産の管理に係る指図権は、受益者等が有しているため、受託者自ら直接省エネ対策を実施することはできません。従って、報告書（その2）については、「信託不動産」「固有不動産」の別を公表事項として記載のうえ提出できますか？

A6-5. 信託不動産と固有不動産を明確に分けたいということであれば、報告書（その

2)への記載について、公表事項となる特記事項欄に当該「信託不動産」「固有不動産」の別を記載することを妨げるものではありません。

Q6-6. 地球温暖化対策メニューは事業者側で選択して実施する位置づけなのですか？  
また実施状況の確認についてはどのように行うのですか？

A6-6. 地球温暖化対策メニューは指針に示した対策メニューから事業者が業種やその特性に応じて選択して実施していただくことを想定しています。なお、都は、指針の対策メニューの中からまず取り組んでいただきたい重点対策を示していきます。報告書においては、都が示した重点対策の実施状況を報告していただくとともにさらに進んだ取組がある場合にも報告していただきたいと考えています。

実施可能な地球温暖化対策を実施しないなど、対策の推進が著しく不十分と認められる場合は、都の指導の対象となります。また指導を受けたにもかかわらず正当な理由なくこれに従わない場合には、知事は当該事業者等に対し必要な措置を実施するよう勧告することができます。

Q6-7. 地球温暖化対策メニューは今後段階的にレベルアップしていく、ということですが、現在取り組んでいる対策メニューのレベルはどこでわかりますか？

A6-7. 現在（平成22年9月）、地球温暖化対策報告書作成ハンドブック（地球温暖化対策メニュー編）に示す「重点対策」は、すべてレベル1に該当します。本制度は、将来的に対策メニューをレベルアップさせていくことで、地球温暖化対策の推進を図っていく制度となっており、レベルアップをする際には、あらためて環境局より周知する予定です。